

## 議案第8号

### 大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構」を「地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」に改める。

第54条の見出しを「(指定管理者等に関する特例)」に改め、同条第1項中「本市が」を「指定管理者等（本市が）」に、「は、当該公の施設」を「又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、当該公の施設又は当該対象学校」に、「当該指定管理者」を「当該指定管理者等」に、「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改め、同項の表中「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に、「指定管理者」を「指定管理者等」に改め、同条第2項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に、「指定管理者」を「指定管理者等」に、「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に改め、同項の表中「指定管理者」を「指定管理者等」に改め、同条第3項及び第4項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に、「指定管理者に」を「指定管理者等に」に改める。

第55条の見出しを「(指定管理者等の義務等)」に改め、同条第1項中「指定管理者は」を「指定管理者等は」に、「期間)」を「期間)若しくは指定管理法人の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理法人の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）」に、「指定を取り消されたとき」を「指定管理者の指定を取り消されたとき若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第10

項の規定により指定管理法人の指定を取り消されたとき」に、「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項中「指定管理者」を「指定管理者等」に、「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に改める。

第56条の見出しを「(指定管理者等が取り扱う個人情報の保護に係る措置)」に改め、同条中「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に、「指定管理者と」を「指定管理者等と」に、「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に、「指定管理者の」を「指定管理者等の」に、「指定管理者が」を「指定管理者等が」に改める。

第57条の見出しを「(指定管理者等からの受託者等の義務等)」に改め、同条中「指定管理者」を「指定管理者等」に、「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に改める。

第60条第1項及び第3項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改め、同条第4項及び第5項中「指定管理者」を「指定管理者等」に改める。

第63条及び第68条第1項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改める。

第71条第2項及び第4項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改め、同条第5項中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に、「指定管理者が」を「指定管理者等が」に、「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に、「指定管理者に」を「指定管理者等に」に改める。

第76条中「指定管理者が」を「指定管理者等が」に、「公の施設」を「公の施設又は対象学校」に、「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改める。

附則第13項及び第15項中「同条第3号」を「同条第5号」に改める。

附則に次の2項を加える。

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であつて、公立大学法人大阪の成立に

に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の日前にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「f) をいう」とあるのは「f) 並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪」とする。

- 19 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び附則に2項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

公立大学法人大阪及び地方独立行政法人大阪市博物館機構の設立に伴い、実施機関の範囲を改めるとともに、指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、指定公立国際教育学校等管理法人が保有する個人情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市個人情報保護条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、大阪市会議長（以下「議長」という。）、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに公立大学法人大阪市立大学及び地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本市が設立した地方独立行政法人」という。）をいう。

(2) - (8) 省 略

(指定管理者 に関する特例)

指定管理者等

第54条 指定管理者等（本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、当該公の施設又は当該対象学校の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者 が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されて指定管理者等

いるものを除く。以下「指定管理者保有個人情報 」という。）を取り扱わなければならない。  
指定管理者等保有個人情報

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省 略
第6条第4項	省 略	あらかじめその管理する公の施設又は <b>対象学校</b> に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）を通じて

	省	略	<u>指定管理者</u> が <u>指定管理者等</u>
第6条第5項	省	略	<u>指定管理者</u> は <u>指定管理者等</u>
	省	略	省
第8条第1項	省	略	省
	省	略	<u>指定管理者</u> が <u>指定管理者等</u>
第8条第2項	省	略	省
	省	略	<u>指定管理者</u> が <u>指定管理者等</u>
第8条第3項	省	略	<u>指定管理者</u> <u>指定管理者等</u>
	省	略	省
第8条第4項	省	略	<u>指定管理者</u> <u>指定管理者等</u>
	省	略	省
第9条第1項	省	略	省
	省	略	<u>指定管理者</u> が <u>指定管理者等</u>
第9条第3項	省	略	省
	省	略	<u>指定管理者</u> が <u>指定管理者等</u>
省	略	省	略
第12条第1項第2号	省	略	<u>指定管理者</u> の申出に基づき <u>指定管理者等</u> 特定実施機関
省	略	省	略

- 2 指定管理者保有個人情報 の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理  
指定管理者等保有個人情報 指定管理  
者 が管理する公の施設又は対象学校に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」  
者等  
という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求  
指定管理者等保有個人情報

又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をするこ  
指定管理者等保有個人情報

とができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第4号	省	略	<u>指定管理者</u> <u>指定管理者等</u>
第23条第2項	省	略	<u>指定管理者</u> が保有していな <u>指定管理者等</u> い
第30条	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせなけれ <u>指定管理者等</u> ばならない
第32条第1項	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせる <u>指定管理者等</u>
第32条第2項	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせない <u>指定管理者等</u>
	省	略	<u>指定管理者</u> が保有していな <u>指定管理者等</u> い
第35条	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせた <u>指定管理者等</u>
	省	略	<u>指定管理者</u> に通知させる <u>指定管理者等</u>
第38条	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせなけれ <u>指定管理者等</u> ばならない
	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせる <u>指定管理者等</u>
第40条第1項	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせる <u>指定管理者等</u>
第40条第2項	省	略	<u>指定管理者</u> に行わせない <u>指定管理者等</u>
	省	略	<u>指定管理者</u> が保有していな <u>指定管理者等</u> い

- 3 前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、指定管理者等保有個人情報

当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者等保有個人情報

指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者等指定管理者等保有個人情報

指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有指定管理者等保有個人情報指定管理者等保

個人情報の開示の請求にあつては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を  
有個人情報指定管理者等保有個人情報

求めるものとする。

- 4 第2項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定  
指定管理者等保有個人情報

又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第2章第3節の規定の例による。この場合において、第45条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。

（指定管理者の義務等）  
指定管理者等

第55条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理者の指定  
指定管理者等

を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）若しくは指定管理法人の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理法人の指定を受けたときにあつては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき若しくは国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければ  
指定管理者等保有個人情報

ならない。

- 2 指定管理者が行う公の施設又は対象学校の管理の業務に従事している者又は従事していた  
指定管理者等

者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 指定管理者は、その管理する公の施設又は対象学校の管理の業務に係る個人情報の取扱い  
指定管理者等

に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(指定管理者 が取り扱う個人情報の保護に係る措置)

指定管理者等

第56条 公の施設又は対象学校の管理の業務に関し指定管理者 と締結する協定等においては、指定管理者等

指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対指定管理者等保有個人情報

する処理の実施に関する指定管理者 の義務その他指定管理者 が取り扱う個人情報の保護に指定管理者等

関し必要な事項を定めなければならない。

(指定管理者 からの受託者等の義務等)

指定管理者等

第57条 第15条及び第16条の規定は、指定管理者 からその管理する公の施設又は対象学校の管指定管理者等

理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第15条第1項第2号から第4号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。

(審議会の調査権限)

第60条 審議会は、必要があると認めるときは、第45条（第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定

指定

管理者保有個人情報 の開示を求めることができない。

管理者等保有個人情報

2 省 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個  
指定管理者等保有

個人情報 に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作個人情報

成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事



件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。」を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前指定管理者等

項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料指定管理者等

の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。

（委員による調査手続）

第63条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第60条第1項（同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第指定管理者等保有個人情報

1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。

（手数料等）

第68条 開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管  
指定管

理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。  
理者等保有個人情報

## 2 省 略

（適用除外等）

第71条 省 略

2 第2章第2節（第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第3節（同条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第4節（同条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報（当該裁  
指定管理者等保有個人情報

判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

### 3 省 略

#### 4 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 の開示、訂正又は利用停止について、法令等 指定管理者等保有個人情報

(大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例(平成13年大阪市条例第24号)を除く。)に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 の開示をすることができる期間又は方法等が限られてい 指定管理者等保有個人情報

る場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有 指定管理者等保

個人情報 の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。  
有個人情報

#### 5 保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 (大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開 指定管理者等保有個人情報

情報を専ら記録する公文書(指定管理者保有個人情報 にあつては、指定管理者 が行う公の 指定管理者等

施設又は対象学校の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者 が保有しているもの(出版物を除く。))に記録されているものに限 指定管理者等

る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者保有個人情報 を検索 指定管理者等保有個人情報

することが著しく困難であるものは、第2章(第2節及び第4節に限る。)(第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、実施機関又は指 指

定管理者 に保有されていないものとみなす。  
定管理者等

#### 第76条 前2条の規定は、第54条第1項に規定する指定管理者 が行う公の施設又は対象学校の 指定管理者等

管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。  
指定管理者等保有個人情報

## 附 則

### 1 - 12 省 略

(地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置)

- 13 市長の保有個人情報であつて、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の前日にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、**第5号**

第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」とする。

### 14 省 略

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

- 15 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の前日にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」と、同条第3号中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研**第5号**

究所の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは地方独立行政法人大阪産業技術研究所」とする。

### 16 - 17 省 略

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

- 18 公立大学法人大阪市立大学の保有個人情報であつて、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ個人情報について、公立大学法人大阪の成立の前日にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の

行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第1号中「消防長並びに」とあるのは「消防長、」と、「)をいう」とあるのは「)並びに公立大学法人大阪をいう」と、同条第5号中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、第44条中「本市が設立した地方独立行政法人」とあるのは「本市が設立した地方独立行政法人若しくは公立大学法人大阪」とする。

- 19 前項の場合において、同項に規定する処分、手続その他の行為については、この条例の規定によって公立大学法人大阪が行い又は公立大学法人大阪に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。